

広報きたかた広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、喜多方市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年7月14日制定。以下「要綱」という。）に基づき、市が作成する広報きたかたへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置及び範囲)

第2条 要綱第5条の規定による市長が定める広告の掲載位置は、広報きたかた情報ステーション及び情報ワイド(お知らせコーナー)を中心に掲載する。

(掲載回数)

第3条 1回の申請で申し込みができる広告の掲載回数は、最長12回とする。

(掲載規格及び広告掲載料)

第4条 掲載規格及び要綱第6条の規定による市長が定める広告掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

広告名称及び大きさ	掲載料(1色・色指定不可)
1号広告(縦4.5cm×横17.3cm) ページ下1段	20,000円
2号広告(縦4.5cm×横8.6cm) ページ下1段の2分の1相当	10,000円

(広告の版下原稿)

第5条 要綱第9条第3項の規定による市長が指定する期日は、発行日の1か月前までに原稿及びそれに伴う資料を提出するものとする。

(広告掲載料の納付期限)

第6条 要綱第10条の規定による市長が指定する期日は、当該広告掲載決定後、原則として10日以内とする。

(掲載内容)

第7条 広告のデザイン、内容等は、広報きたかたの公共性を損なうことのないよう広告主と調整して掲載するものとする。

2 広告には、編集記事との区分を明確にするものとする。

(掲載の割付け等)

第8条 掲載する広告の割付けについては、企画政策部企画調整課長が行う。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成18年7月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。

